

会 議 録

会議の名称	令和5年度西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	令和5年8月23日（水）午後2時から午後3時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、大川委員、河野委員、濱野委員 （事務局） 総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、法規文書係主査、 法規文書係主事 （欠席委員） 岡本委員、茶谷委員
議題	議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について 議題2 西東京市個人情報保護審議会傍聴要領について 議題3 西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について 議題4 その他
会議資料	資料1 西東京市個人情報保護審議会傍聴要領 資料2 西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○事務局 ただいまから、令和5年度第1回西東京市個人情報保護審議会を開催する。はじめに、「議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について」を議題とする。</p> <p>【会長及び会長職務代理者を決定】</p> <p>○会 長 続いて「議題2 西東京市個人情報保護審議会傍聴要領について」を議題とする。事務局からの説明を求める。</p> <p>【事務局から説明】</p> <p>○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○会 長 従前の西東京市個人情報保護審議会傍聴要領の内容から変更した箇所はあるか。</p> <p>○事務局 変更はない。</p> <p>○委 員 第5第5号に記載の「不体裁な行為」とは何を指すのか。例えば、傍聴人が審議会の場にふさわしくない服装をしている場合は「不体裁な行為」に当たるのか。それとも別の違反行為に当たるのか。違反行為を明確に示した方がよいのではないか。</p> <p>○事務局 会議の運営の妨げとなるような行動全般についてを「不体裁な行為」として</p>	

表現している。傍聴要領については市で統一的な書き方をしているが、具体的な内容については改めて整理し、会議で共有する。

- 委員 傍聴券裏面の傍聴人の心得は、他の会議体においても同様に傍聴券に記載がされているのか。
- 事務局 会議体によっては傍聴券を発行していないものもある。
- 委員 今までは特に問題にならなかったと思うが、今後会議を円滑に運営していくためにも、「不体裁な行為」の明確化が必要と思われる。
- 会長 次回までに、事務局は「不体裁な行為」の具体例の整理をするように。
- 事務局 承知した。
- 委員 第4第4号について、スマートフォンの携帯は禁止されていないと思うが、スマートフォンでの録音についてはどのように考えているか。
- 事務局 録音については、第6で原則禁止としている。

- 会長 続いて「議題3 西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

- 会長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- 会長 旧制度においても手引は作成していたのか。
- 事務局 旧制度においては、旧条例（西東京市個人情報保護条例）の逐条解説を作成しており、職員が事務に従事する際に参考にしていました。
- 会長 個人情報取扱事務登録簿についても今回作成予定の手引で説明するのか。
- 事務局 今回作成予定の手引では、はじめに個人情報の保護に関する法律に規定されている項目について説明し、西東京市個人情報保護法施行条例に規定されている項目については、別途、西東京市個人情報保護法施行条例逐条解説において説明することを予定している。個人情報取扱事務登録簿は、西東京市個人情報保護法施行条例で規定されている項目であるため、西東京市個人情報保護法施行条例逐条解説において記載することを予定している。
- 会長 法律に沿った項目と条例に沿った項目を完全に切り分けるのではなく、関連付けて説明するよう工夫していただきたい。
- 事務局 承知した。
- 会長 個人情報保護委員会作成のガイドライン等が合計 600 ページを超えるとあるが、当該ガイドライン等には、職員が事務に従事する上での疑問に対し回答をしてくれるようなA I 機能は搭載されていないのか。
- 事務局 ガイドライン等はPDF データで配布されているため、キーワードの検索は可能であるが、A I を使用した検索機能は備わっていない。
- 会長 将来的にA I を使用した検索機能等が導入される可能性はあるのか。
- 事務局 現段階ではない。
- 委員 手引の存在は、職員が事務に従事する上での助けとなるだろう。手引を見れば完結するように、実務において参考となる具体的な事例集や、事務に従事する上での判断ポイント等を手引に盛り込むのはどうか。例えば、職員にとっては内部利用と外部提供の可否の判断が難しいのではないかと想像できるが、実際、総務課に寄せられる相談はどのようなものが多いのか。
- 事務局 内部利用と外部提供についての相談が多い。具体例も示していきたいと考えてはいるが、職員1人ひとりが法的根拠を理解した上で様々なケースに対応で

- きるよう、職員の個人情報保護の基礎的な知識の向上を図ることを目的とした手引を作成したいと考えている。
- 会 長 個人情報保護委員会が提供しているガイドライン等には具体例は示されているのか。
 - 事務局 条件や状況も各自治体で異なるため、各自治体において適切に判断するよう求められている。
 - 会 長 地方自治法が施行された当初も、運用方法についての問合せが旧自治省に殺到した。その結果、旧自治省に寄せられた問合せの蓄積が行政実例集となり、地方自治制度の運用が定まったと言えるが、その時同様、個人情報保護委員会は個人情報保護制度に関する実例集等は作成していないのか。
 - 事務局 現段階では実例集は示されていない。
 - 委 員 個人情報保護委員会も組織的な規模はそれほど大きくないので、実例の蓄積や整理には多少の時間もかかるのではないか。
 - 会 長 手引も一度作成して終わりではなく、適宜見直しが必要と思われる。
 - 委 員 手引を公開した段階で研修を実施し、周知を図っていくのか。
 - 事務局 個人情報保護制度の研修については適宜行っている。手引公開時も研修に適したタイミングと思われるので、検討していきたい。
 - 委 員 法律と条例で内容が異なる部分があるので、実務上問題となりやすい部分については、事例集や解説としてまとめられていれば、職員の負担は減るのではないか。
 - 事務局 検討する。
 - 会 長 手引の内容については継続審議とし、次回の審議会で手引案の内容を検討する。

 - 会 長 続いて「議題4 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

- 会 長 以上で本日の会議は閉会とする。